

第3回 国立市空家等対策審議会会議録

| | |
|---------------------------------|---|
| 日時 場所 議題 | 令和3年1月25日（月）午後5時30分～午後7時00分 市役所3階 第5会議室（一部の委員はWEB会議システムにて参加） 1.会長挨拶 2.審議 ・国立市特定空家等認定基準（案）について 3.その他 ・答申について ・今後の予定について |
| 出席委員(敬称略) (注)★はWEB会議システムにて参加 | ★大月会長、★渡邊副会長、★山本委員、★渡辺委員、齋藤委員、★大島委員、駒形委員、 玄海委員、★菱田委員 |
| 事務局 | 黒澤生活環境部長、三澤まちの振興課長、大倉コミュニティ・市民連携係長、増田コミュニティ・市民連携係主任 |
| 傍聴者 | 0名 |

第3回空家等対策審議会

事務局 : では、会長から一言頂戴いたしましてから始めさせていただければと思います。

大月会長 : はい、分かりました。皆様のお手元に今日の資料が一式メール等で送られているかと思うので、お手元の資料とかパソコンでご確認いただきたいと思いますが、今日は第3回目の国立市空家等対策審議会ということで、今日の審議の主たる中身は、国立市特定空家等認定基準を国立市独自で作られております。この案を議論するのはこれで3回目となります。今日の議論を踏まえてこの(案)を取ったものができれば、それを市長に答申しようという、そういう位置づけの会でございます。

ただ、2つほど難点があって、1つは、前回実施してからコロナの影響で1年近くたっているの、委員の皆様も今回、思い出し、思い出し、この基準案というのを議論せざるを得ないと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

また、委員の方々もいろいろな都合で交代されているかと思えます。そういうことで、事務局には、今から資料の説明をしていただくわけですが、初めていらっしゃる委員の方とか、ほぼ1年ぶりということをお断りして、丁寧にご説明していただければありがたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、私の方から続けて、委員の変更により今回初めて出席される方、あるいは事務局でも異動があったということで、事務局の方からご紹介をお願いしたいと思うのですが、変更のなかった委員についても、一応念のため自己紹介を簡単にさせていただいたほうが良いと思えますので、その点を含んで事務局からよろしく願いいたします。

事務局 : では、事務局から紹介させていただきたいと思えます。まず、前任者の部長、橋本が異動になりました。その後任の黒澤生活環境部長です。

(黒澤部長挨拶)

事務局 : 続きまして、担当を日下がさせていただいておりましたが、増田に代わっております。

(増田主任挨拶)

事務局 : 続きまして、まず新任の委員さんにお一言頂戴したいと思います。まずは宅地建物取引士として、小笠原委員から齋藤委員に変更がありましたのでお願いします。

(齋藤委員挨拶)

事務局 : 続きまして、消防署職員として、加藤委員から玄海委員に代わっております。よろしく申し上げます。

(玄海委員挨拶)

事務局 : あとは今回初参加の大島委員から、先にご挨拶を頂戴したほうがよろしいかと思いますが、大島委員、いかがでしょうか。

(大島委員挨拶)

事務局 : そうしましたら、あとは続けて着任していただいている方ですので、順に会長から、私の方でご指名させていただきます。

(各委員より自己紹介)

事務局 : ありがとうございます。自己紹介は以上になります。

大月会長 : ありがとうございます。1年ぶりということで、また初めての方もいらっしゃいますので、説明をご丁寧にお願ひしたいということと、今日の時間は午後7時まで、全体で1時間半となっております。既に20分程度経過しておりますので、今から早速配付資料のご確認と、資料の説明を事務局からお願いいたします。

(事務局から配布資料の説明)

大月会長 : ご説明ありがとうございました。資料1、2については、基本的には、【3】の1の「既存の景観に関するルールに著しく適合しない状態」というのを削除したということ、【4】の5番目の「不特定の者が侵入すること等により火災を発生させ、また犯罪をおこすおそれがある状態」というのを、そういう細かいところまでなかなか特定できないので、「建築物等の不適切な管理等が原因となり生活環境の保全がなされない状態」と丸めた表現にしたいということ、それが前回と比べて大きな変更があったということです。資料の3-1から3-4に関しては、今回ご議論を頂く資料1、2に書いてある認定基準を具体的に運用していく際の補足的な資料であり、手続のためのフォーマットであるということで、市の事務局のほうで国の基準とかを参照して、それを手直しするような形で独自に作っていただいているというところがございます。そうすると、事務局の資料説明は以上ということで、40分間ぐらい、皆さんのご意見とかをお伺いしながら、議論したいと思うのですが、何かご質問とかご意見おありの方はいらっしゃいますでしょうか。

齋藤委員 : これは調査に入った場合、調査する人はもう決まっているのですか、職員さんなのかどうか。

事務局 : まちの振興課の職員が行くことになります。場合によっては、例えば資料3-4を見たときに、建物の専門知識が必要になる部分もあるので、そのときには建築営繕課に資格を持った職員がおりますので、アドバイスをもらいながら点数化していくと考えています。

齋藤委員 : なるほど。分かりました。ありがとうございます。

大月会長 : 実際調査に行く人は、基本的には市の職員で、建築的な知識が必要な場合は、市の職員でそういう知識のある方に参加していただくということでした。ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大島委員 : 今の質問の延長になると思うのですがけれども、それぞれの項目で著しく変形とか、いわゆる剥落というのがあるのですがけれども、それというのは全体の中でどれぐらい剥落しているとか、その1つの面につき何%とか、別の基準はあるのですか。

事務局 : 基準細目の本文の中で、どのような考え方をするのか参考となるものを一応載せさせていただいておまして、これを見ながら具体的に調査をしていく形になっています。ただ、これだけでは場合によっては、具体的な判定が難しいということがあるかと思えますので、そのときは例えば建築指導事務所の方にお伺いを立てるとか、専門の方に相談等しながら判断していくと想定しております。

大島委員 : ありがとうございます。分かりました。

大月会長 : 今の点について、私から補足的にコメントさせていただきますと、この空家特措法の主たる目的は、「外部性」というのですがけれども、要は周りに迷惑をかけるかかけないかというところが一番の肝でございまして、例えば屋根が著しく変形というのは、著しく変形した結果、周りに害を及ぼしそうだとなったら該当ということです。あとは現場の状況で、例えば周りが全部1ヘクタールの空き地や原っぱであれば、これは相当しないけれども、隣家が非常に迫っていたら、次の台風でこの瓦が落ちてしまうというときは、もう該当となる。そのように、外部に害を及ぼすかどうかというのが恐らく肝だと思います。事務局の方に、もしこういう運用のメモみたいなもので、判断の心構えみたいなものがあると分かりやすいですね。担当者が代わっても。

事務局 : そうですね。

渡邊副会長 : 今のまさにご指摘されたことと同じ話にはなってしまうのですが、どうしても実際の運用に当たっては、ある程度抽象化した基準の下で判断しなければ、それを迫られることというのはよくあることだと思うのです。本来であれば数値化して判断するというのができればベストだと思うのですが、数字でゼロか1かということその場で判断するというのは現実的には難しいことあるか。ただ、そういったときにどのように判断していくかというのは、まさに今、会長がおっしゃられたとおり、この空家法の趣旨、何のためにこの法律があるのかといった観点、それを言い換えれば、この法律の趣旨というのは、第1条にございますとおり、その周辺の安全、生命の安全、こういったものを守れるかどうかということなので、これを踏まえ最終的には判断せざるを得ないのかなと。もし可能であればですが、今後、こういうときにこういう判断をしましたよという事例集みたいなものを、ぜひストックして持っていただきたいです。こういうときはこういう視点で、こういう理由からこういう判断をしましたよと。そういうストックを積み重ねていけば、それは国立市ならではの適切な判断というのが、まさに後任の方にも分かりやすく、また、それは市民の方々にも開かれた判断になってくるのではないかなと思いますので、ぜひそういったところを、今後、こういった細目をまとめられたのは非常に意義のあることだと思っておりますので、ぜひ運用にあたってはそういったものを積み重ねていただけたらなと思っております。

事務局 : ありがとうございます。実際、私たちこの調査票を持って現場に行って点数化してみました。ここが駄目だから10点。こっちも駄目だからプラス25点とって積み上げてはみるのですけれども、国立市内で今にも倒壊しそうな建物は実はなくて。なので、この点数によって特定空家だ、セーフだアウトだということ判断するのはなかなか難しい。では、今、現場ではどういうことが困っているかという、例えば担当者が実際見に行って、トタン屋根が飛んでいる、あるいは雨どいの下に通るようなものが飛んでしまって、上の接続部分がブランブランになっている。今回、特定空家になるかならないかギリギリのところをあえて狙って判定してみようといったときに、点数で積み上げていってというよりは、これが危ないから何とかしてもらおうと思って対応をしています。でも、よくあるのですけれども、市役所がどんなに文書を送っても全く反応されないことが多々あるので、例えば本当に危険な箇所が1つであっても、損害を与えてしまう。このようなケースはたとえ危険な箇所が1点であっても、危険性が高ければ積極的に特定空家に認定するような方法で持っていく運用になっていくのではないかな。もちろん、苦情がないからよいのかということにはならないのですけれども、あくまで周りにどれだけ損害を与えるおそれがあるかというのが中心になってくるかなと思っています。

大月会長 : 連日、運用の現場で今、事務局がおっしゃったことをおもんばかりながら総合的に判断するというので、多分こういう点数的な資料は、その判断した人が個人の胸算用でやっているのではないかと突っ込まれたときに、判断した人を客観的に守るエビデンスとしても機能すると思いますので、そういった運用の仕方という認識でいいのかなと思います。あと、付け加えさせていただきますと、ここに書いてあるような文言どおりの状態ではないけれども、こういう状態なのでこの欄の点数を高くしましたとか、そういう自由記述欄とか考察欄というのが資料にくっついていっただけのほうが良いと思います。先ほど渡邊副会長がおっしゃられていたように、今後この事例がたまっていっただけで、点数だけ見ても多分後輩の人たちは学べないと思うのです。先輩たちが写真を撮ってきて、こんな状況で、隣の奥さんがこのように言っていたので、こう判断しましたといったような、ちょっと作文とかメモができるようなフォーマットのほうが、今後のスタッフの方々にとっては使いやすいものになるのではないかなと思います。できれば、その辺の工夫を追々していただければいいのではないかなと思いました。どうも大島委員、渡邊副会長、ありがとうございます。ほかにいかがでございましょうか。

菱田委員 : 本質的な話という感じでもないのですが、今回、おっしゃっていただいたように答申の範囲外ということなのでいいかなと思うのですけれども、今後、実績のための分かりやすい資料という意味で、本日の資料3以降があるのかなということで、拝見していると、今回の基準と基準細則が完全に一致していないという感じも若干してしまっています。特に今回修正された部分で番号のずれみたいなのがでてくるのかなと見えたりするので、特に火災部分とか統合されている部分が違うほうに出たりするというのは、ほかの人が見たときに、これって違うものかな、一緒のものかなというのが分からなくなるのではないかな。例えば5にあるのではなくて、3のところへ統合して、1段落として、3の項目の1つとして入れてあげたほうが、基準と完全にリンクするので見やすいと思っ

た次第だったのですけれども、どうでしょうか。

事務局 : 申し訳ございません。実は修正をしたと思っていたのですが、古いデータのものを送ってしまったかもしれません。申し訳ございません。こちらのほうは修正して整えさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

大月会長 : では、資料3と資料1、2をもう一度精査して、つじつまが合うようにお願いいたします。菱田委員、ご指摘ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。では、私のほうから気になった点を2、3コメントさせていただきたいと思います。基準のほうでそんなにページ数もないのですが、ページ番号があったほうが後々使い勝手がよいと思いますので、入れたほうがいいのではないかと思います。これは参考資料3のほうでも、今後増えていくようであれば、ページ数を振ったほうがいいかなと思います。それと、先ほど菱田委員からもありましたが、基準の資料1、2のほうで、【3】の「1. 環境ルールに適合しない」というのを除いたのだけれども、我々が頂いた書類では、2. が1. になったのだけれども、3. はそのまま3. のままなので、これ2. にしたほうがいいのではないかと。事務局のほうでこれは認識されていますか。

事務局 : 失礼いたしました。確かに資料1のほうでは直したのですが、資料2の見え消し版では確かに3. が直っていません。こちらのほうを修正させていただきます。申し訳ございません。

大月会長 : 見え消しバージョンと見え消しではないバージョンで若干違っていたわけですね。では、その辺も精査していただくとして、あと、3点目なのですが、事務局のほうも認識していらっしゃると思うのですが、今、住宅局のほうで空家特措法が5年を迎えて、法改正とかガイドラインの改正の準備をしているというのはご認識かと思うのですが、私、その委員をやっているのですが、そのうちまたガイドラインとかが早くて来年度に変更になると思いますので、その時点でもう一回この資料との整合性を見直すというのを念頭に入れていただければいいかなと思います。僕が覚えている範囲でいうと、例えば長屋の中の1室の取扱いとか、残置物処理の法的な責任とか、そういう民法的な話がメインだったので、具体的にそれが問題にならなければ自治体としては問題ないと思うのですが、一応確認していただいて、必要があればもう一回ガイドラインとか基準を見直す必然性が出てくるのかなと思います。それ前提の意見なのですけれども、この基準の中に、この規定を見直すとか、変更する手続規定みたいなのは書かなくていいのかなというのがちょっと気になったのですけれども、こういう場合は書く必要があるかどうかについては、渡邊副会長のほうが詳しいかもしれないです。どうなのでしょう、その辺りは。

渡邊副会長 : 申し訳ございません。今の会長がおっしゃられた趣旨というのが、特定空家等の見直しに当たっての手順、判断の考え方といいますか、そういったものに関して今回のガイドラインにそこをどこまで盛り込むべきか否かといったことをご示唆されたのかなと思ったのですけれども、そのような理解でよろしかったでしょうか。

大月会長 : 話し方が複雑になってしまって申し訳ありません。国が今、ガイドラインを改定しているので、1つ目は、それを事務局でご認識してくださいねという話と、もうひとつの話として、そういった場合に、もし改定しなければいけない場合、やっぱり手続的に改

定の手続きみたいなものがどこかに書いてあったほうがやりやすいのだろうなと思って、今、ご質問したのは、改定手続きみたいなのは、この基準の中に書いたりしなくていいものかどうかというところです。

渡邊副会長：ありがとうございます。今のご指摘されたことというのは、確かにあったほうがいいのかなと。もし入れるのであれば、そのガイドラインの下のほうに「本ガイドラインについては状況を見ながら随時改定する」といった文言を入れるといった一案なのかなと思います。たしか今回頂いた案の中には、そういった文言はもともと入っていたのでしょうか。これは事務局に確認させていただきたいのですけれども。

事務局：もともと入れてなかったということがございます。ともすると全然知らない人がこの基準を見たときに、審議会の審議を経たと一見すると分からない場合もあるので、審議会で審議しなければならないという旨は入れなくてはならないかなと思っています。なので、例えば基準の2ですかね、2の「対応方針」の中に入れさせていただくか、もしくはここで6を作って、「見直しについて」という項目を設けるのも1つの案かな。それは事務局で対応できる内容になります。

大月会長：その辺は多分周りの部局との兼ね合いとかもあろうと思いますので、事務局のほうでしかるべき対応をしていただければありがたいと思います。あと、私のほうから最後、もう1点だけなのですけれども、例えば今日いただいた資料の3-2につきましては、そのタイトルが、「関係法令における措置のプロセスについて」になっていて、例えばこれ単体で置いてあったら、何の資料か全く分からなかったりするの、多分資料3のシリーズはちゃんとしかるべきネーミングをつけて、1、2、3がセットとしてこの基準の実行を補足するものであるというような、そのことが分かりやすくネーミングで記されていたほうが、きっと後々の担当者は使いよいのではないのかなと思います。併せて、いつこの基準が作られ、この資料が作られたのかとか、どこの部署の発行なのかとかもせっかくだからちゃんと書いておかないと、後々都合が悪いのではないのかなと今気づいたので、念のために指摘させていただきました。以上の指摘はよろしいでしょうかね。

事務局：対応させていただくようにします。

大月会長：よろしく願いいたします。

事務局：特に資料1に対する文言修正については、もちろん今日答申いただけるということで進めさせていただいているところではあるのですが、ほかの部局との表現の整合性ということもあると思うので、方針として答申いただけるということを頂きつつ、明日以降修正して、委員の皆さんに送らせていただきまして、それでオーケーということであったら、答申案として最終的にまとめるということで進めさせていただくのがいいかなと思っています。

大月会長：今、事務局のほうから頂いた意見等に関しては、事務局ベースで修文をしていただいて、それを委員の皆様にもう一度事務連絡としてメール等でご確認いただいた上で、異論が出なかつたら答申に移ると、そうしたいということですね。

事務局：はい、そうでございます。

大月会長：今のような段取りでよろしいでしょうかね、今後につきましては。ほかに何かご意見

とか、気になったこととかございませんでしょうか。

玄海委員 : 基本的にこの認定基準、全体を通して言えるのは、空家の敷地であるとか建物を管理すべき人がちゃんと管理していないから周りに迷惑をかけるのだよ、だから何とかしなさいという内容だと思うのですけれども、ただ、ちょっと毛色が違うのが、【2】2.

「ごみ等の放置」で、「状態の例示」というところで、不法投棄、本人の責にあるわけではなくて誰か知らない人がごみを投げていくであるとか、【4】3.「敷地内に可燃物が散乱、山積したまま放置されている」において、これはよその人が投げてきたといった場合は、どういう扱いになるのかなというのがちょっと気になりましたので、ご意見等がありましたら教えていただきたいのですけれども。

大月会長 : 重要なお指摘かと思えます。まず、事務局の認識を教えていただいでよろしいでしょうか。

事務局 : まずごみのほうでいいますと、不法投棄というのはある意味第三者が不法投棄するわけですから、その所有者の責任ではないのではないかという部分はあるかと思うのですけれども、不法投棄されている状態を放置し、それによって臭気が発生して周りに迷惑を与えているという状態を作り出しているという部分では、管理者の責任ではないかなと考えております。同じく火災に関しましても、例えば火災が起きやすい状態になっていて、投げたばこかすれば、それは投げたばこをした人が悪いのではないかという部分はあるかと思うのですけれども、そういった状態を放置しているという部分に管理者の責任が問われるのではないかなという考え方をしております。以上です。

大月会長 : 私は今の考え方でよろしいかなと思うのですけれども、渡邊副会長、どうですかね。法務的にその辺は。

渡邊副会長 : 基本的には今、事務局のほうからご指摘いただいたものが当てはまるのではないかなと思えます。ですので、通常の場合、ご本人がごみを放置されたという場合と、他人が勝手に置いて行ってしまった場合とを見極めるというのは実際問題かなり難しいと思うのです。そういう意味では、そういったケースで分けて判断というのは難しく、現実問題としてはどうしても一律で扱わざるを得ないところもあるのかなと。ただ、あくまで放置したことだけが問題なのではなくて、放置したことで周辺に悪影響を及ぼすような状況を作り出しているということが問題なので、その面に関してはやはりその敷地内にお住まいになられている方の、ある意味、責任といったらなんですけれども、そういった部分もあることは否めないのではないかなと思えます。ですので、先ほど申し上げましたとおり、事務局のご判断、ご見解というのがある程度当てはまるのではないかなと思えます。

大月会長 : ありがとうございます。私も第三者の不法行為を誘発するような状態に置かれているという点を是正したいという意図で書かれた文言かと思えますので、たばこのぼい捨てをしてしまった人とかごみを捨ててしまった人は、そのこと自体が目的ならば、それはまた別に罰せられるべきかなと思えます。そういった類の文言かと思えます。玄海委員、よろしいでしょうか。

玄海委員 : はい、よく分かりました。

大月会長 : ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

大島委員 : 不勉強ゆえの質問であつたらご了承いただきたいのですが、先ほどの話に戻るようなのですが、この条件提示、行政代執行によって解体する以前の、例えば飛来する可能性、飛んで行ってしまふ可能性があるだろうとか、はがれたトタン板とか、看板が落ちそうだとか、そういったものは建物倒壊とはあまり関係ないケースがほとんどだったりすると思うのですが、そういった意味でも、状況によっては何か撤去する必要があるということですね。そういった部分の撤去に関する代執行というのは、これはどうなのですかね。災害対策基本法による処置ということで、それは撤去するという応急処置になるのですか。

事務局 : 実際、2年前でしたか。台風が来たときにトタンが飛ばされたという事例がありました。台風が何度も来て大きな被害があった。そのときにやっぱり、今後さらに台風が来たらどうするのだ、外づけの階段は今にも倒れそうではないかという話がありました。では、消防署のほうで台風が来ていないのに何かできるかと言われたら、多分、台風が来ていないと対応はなかなか難しいのではないかと思います。台風が来て、今にも被害が出そうだとすることならそんなことはないと思うのですが、そういうケースに関しては、空家法で個別に対処するということは出てくるのだろうなと思っています。すみません、ご質問の答えになっていますでしょうか。

大島委員 : 実際現場を見ている中で、台風の災害自体の規模が増してくる中で、建物の倒壊以上に物が飛来してくることによる被害というのが非常に大きくなるのではないかなと思うのです。結構これは人命に関わる物が飛んでくる可能性もあるわけですし、去年の台風の時も、屋上の看板が下まで、7階から落ちてきて、これは誰も被害は受けなかったのだけれども、下に人がいたら一大事なわけですね。そういったもので、逆に言うと目視したときに、一目瞭然という状況は多く見られるような状況、特定空家以前の状態でもあるのではないかなと思ったといったところです。

渡邊副会長 : 今のお話、要するに特定空家の認定を待つまでもなく、早急に対応すべき事案というのは確かにあると思うのです。そういった場合の法的な対応する根拠というのは、1つは多分民法にあるのではないかなと思います。民法の事務管理という制度があるのです。恐らく会長が先ほどおっしゃられた民法の話、緊急安全措置なんてよく言われていると思うのですが、そういった措置というのは民法に根拠があるということで、法的な根拠の下でやれなくはないと思いますので、そういった意味では特定空家の認定を待つまでもなく、対応できる余地はあるのではないかなと思います。ただ、それはあくまで例外的な措置なので、何でもかんでもそれで処理するのは、せっかく空家法を作った趣旨を失わせてしまいますので、それはあくまで本当に緊急避難の範囲であると思っただけのがベストなのではないかなと思っています。

大月会長 : 渡邊副会長、ありがとうございました。この特定空家法は、空家のランクづけをして特定空家を指定して、本当に外部に害を及ぼすおそれのある物件を特定して、最初は指導、次に勧告、次に命令、最終手段で代執行なので、運用の仕方ですが、指導とか勧告のレベルで所有者さんにいち早く気づいてもらって、自分の責任で、それは民法上の管理責任で、自分のお金でやっていただくというのを後押しするという側面もあるのです。これは運用上の問題だと思うのですが、積極的にそう使うような社会の

コンセンサスさえあれば、大島委員の懸念されているようなところにある程度法律の運用を用いて、抑止的に働く部分はあるかなと思いますが、今、渡邊副会長がおっしゃったように、民法上のほかのいろいろな措置とか、あるいはほかの法律の臨時的な執行というケースもあり得るので、多分行政としては、この法律1本だけではないというところを、その担当の人がもうちょっと分かるほうがいいなということなのでしょう。恐らくさっきの資料3-2で、関係の法律ではこういうふうの規定されていますというのが示されていて、多分その前文辺りで今の議論をもうちょっとかみ砕いて、これを運用するスタッフ側に理解が届くように頑張って作文されると、大島さんのご懸念のところはちょっと緩和されるかなと思いました。その点、事務局、いかがでしょうか。

事務局 : 了解しました。まずはこの資料3-2は、私たちがいうところの第1弾という形と想っていますので、第2弾、第3弾作っていくという前提でおりますので、その点につきましては反映していきたいと思います。

大月会長 : 大島委員、どうもご質問ありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

渡邊副会長 : 本題とはちょっとそれるというか、資料3のことも含めてなのですが、これは事務局にお尋ねしたいのですが、今後このガイドラインとか細目とかを含めたこの資料というのを、市民に公開するということは想定されているのでしょうか。

事務局 : 少なくとも、まず基本的に行政は全て文書公開になるので、この審議会自体も全て公開なので、オープンなオープンになります。地主さんたちとか、あるいは被害を受けている人たちに積極的に出していくかということのところまでは特に議論していなかったところですが、当然認定基準というのは少なくとも、当たり前ですが、積極的に出していくものかということはありません。例えばホームページなり、公開の仕組みで資料3-1から4も公開するというのも、手続上はできると思います。

渡邊副会長 : ありがとうございます。私自身も以前行政にいたので、資料の公開というのは重々心得ているつもりではあるのですが、やはり今回の頂いた資料もそうなのですが、どういう基準の下で判断されるのかということオープンにしておく、説明責任を市として果たしておくということは、今後の運営に当たっても非常に重要なことなのではないかなと思っています。そのときに1点、お願いなのですが、ぜひ公開の資料、特に特定空家の認定とかも含めて、あと、代執行までのフローまで含めてフローチャートみたいのを作っていただいて、認定基準とセットでオープンにするというのは、市民向けの資料としては分かりやすいのではないかなと。実際に私もいろいろな自治体の資料を見ているのですが、幾つかいろいろ分かりやすい、よくよく市民向けに作られているなといった資料がございますので、今後、実際に見直していただくにあたっては、そういった形で分かりやすい資料をぜひ作っていただくとよいのではないかなと。あくまでこの場で配布している資料は、専門的な側面であると思いますので、そういった資料もあるといいのではないかなと思いました。以上になります。

事務局 : 了解しました。

大月会長 : よろしくお祈りします。今、渡邊副会長がおっしゃったことは非常に大事で、この法律自体が市民に対してある種の抑止力を、善良な市民の心持ちに期待するという立法だと思っておりますので、やっぱり情報公開して積極的になるべく全ての情報を分かりやすく市

民に伝えるというのが、一番のこの法律の目的かなとも思いますので、今、副会長がおっしゃったような方法でぜひともご対応いただきたいと思います。ほかにいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。予定の時刻に参りましたので、ここで一旦議論を終了させていただきたいと思います。今日は非常に多様で多角的なご意見を頂きまして、どうもありがとうございます。今日ご欠席の委員の方に御覧いただいて、事務局のほうでコメントを頂いた上で、今後の文言修正とかに移っていただくといいと思います。では、続きまして、議題3のその他ということで事務局のほうから今後の答申とか、今後の予定についてご説明をお願いいたしたいと思います。

事務局 : では、ご説明申し上げます。まず、答申についてということで、先ほど会長からお話しいただきましたとおり、ご欠席の委員の方からご意見をいただいた上で文言修正した資料を、再度皆様にお送りいたしまして、皆様のご了承を得た上で答申という形でまとめさせていただきたいと思います。なお、こういったコロナ禍ですから、答申につきましてもリモートという形でできないかなというところで、今、検討させていただいておりますので、よろしく願いいたします。日程については、また後日調整させていただきます。次に今後の予定につきましては、今度は空き家の対策計画について諮問させていただきたいと思っております。また、併せて場合によっては特定空家の認定そのものについての諮問というのも、状況によってはあろうかと思っております。いずれにしましても開催としては次年度で、時期のほうはまた調整という形になりますので、よろしく願いいたします。事務局から以上です。

大月会長 : ご説明ありがとうございます。今の事務局からの今後の答申とか、次年度以降の動きに対して何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。後でまた何か分からないことがあったら、事務局にお問合せいただければと思います。以上で、今日の審議会を終了したいと思います。ちょうど定刻の5分前となりまして、多様なご意見を頂いたにもかかわらずちゃんと時間どおり終えることができ、どうもご協力ありがとうございました。もうひと踏ん張りでございますので、引き続きよろしくご指導をお願いしたいと思います。では、今日の審議会はこれで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

—了—